

## 人間文化研究機構デジタル・ヒューマニティーズ（DH）推進委員会の設置について

令和5年3月27日

人間文化研究創発センター長決定

### （設置）

第1条 人間文化研究機構人間文化研究創発センター企画調整会議設置要項第2条第3項の規定に基づき、人間文化研究創発センター（以下「創発センター」という。）の企画調整会議の下に、デジタル・ヒューマニティーズ（DH）推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、この決定の定めるところによる。

### （組織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- （1） 副センター長（DH 担当）
- （2） 創発センター研究員（DH 担当）
- （3） 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が推薦する職員 各1名
- （4） その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号及び第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） デジタル・ヒューマニティーズ（DH）促進事業に関すること
- （2） 機構及び機関の研究活動におけるデジタル・トランスフォーメーションに関すること
- （3） その他機構及び機関が保有する研究データ及び研究資源の構築、管理、共有及び活用に関すること

### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### （運営）

第5条 委員会は委員長が主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、本部事務局研究企画課において処理する。

(その他)

第7条 この決定に定めるもののほか、必要な事項は創発センター長が別に定める。

附 則

- 1 この決定は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 人間文化研究機構人間文化研究創発センター企画調整会議デジタル・ヒューマニティーズ(DH)部会の設置について(人間文化研究創発センター長決定)は廃止する。
- 3 この決定によって最初に選出される第2条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。